



鳥取県公報

平成 26 年 10 月 8 日 (水)
号外第 91 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県母子福祉資金等貸付規則 (45) (青少年・家庭課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の全部改正について

1 規則の改正理由

母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、父子家庭に対する貸付制度が設けられたことに伴い、当該貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 貸付金の申請、貸付けの決定、償還の免除等の父子家庭に対する貸付けの手続について定める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則について、所要の規定の整備を行う。

規 則

鳥取県母子福祉資金等貸付規則をここに公布する。

平成26年10月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第45号

鳥取県母子福祉資金等貸付規則

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則（昭和40年鳥取県規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第23条（令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する資金、法第31条の6第1項に規定する資金及び法第32条第1項に規定する資金（以下「母子福祉資金等」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸付けの申請）

第2条 母子福祉資金等の貸付けを受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1） 母子・父子福祉団体以外の者にあつては、次の書類

ア 戸籍謄本又は戸籍抄本

イ 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの若しくは寡婦又はこれらの者の被扶養者であることを証する書類

ウ 次の表の左欄に掲げる資金の種類ごとに同表の右欄に掲げる書類

資金の種類		添付書類
事業開始資金		開始し、又は継続しようとする事業の計画書
事業継続資金		
修学資金		入学が決定したことを証する書面又は在学している学校の在学証明書
技能習得資金		事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得している機関に在在していることを証する書面
修業資金		
就職支度資金		就職が決定したこと、又は就職していることを証する書面
医療 介護 資金	医療を受けるのに必要な資金	医療に要する期間及び概算医療費（患者負担となるものに限る。）を記載した医師又は歯科医師の診断書
	介護を受けるのに必要な資金	ア 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付のうち同法第40条第5号、第6号及び第11号並びに第52条第5号、第6号及び第9号に掲げるものに係るサービスを受ける場合は、保険給付の申請書の写し及び保険給付の対象となる費用の見積書等の写し イ 介護保険法による保険給付のうちアに掲げるもの以外のものに係るサービスを受ける場合は、同法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し

生活資金（失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金に限る。）	雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第19条第3項の規定により交付された雇用保険受給資格者証の写し、退職辞令の写しその他の離職等を証する書面
住宅資金	住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築に係る平面図及び見積書
転宅資金	住宅を移転するために必要な住宅の賃借をすることを証する書面
就学支度資金	入学が決定したことを証する書面又は入学した学校の在学証明書
結婚資金	婚約が成立したこと、又は婚姻の事実を証する書面

エ その他知事が特に必要と認める書類

(2) 母子・父子福祉団体にあつては、次の書類

ア 法人登記簿の謄本

イ 定款

ウ 理事の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であることを証する書面

エ 令第6条第1項に規定する事業を行う母子・父子福祉団体にあつては、申請に係る事業に使用される者が主として法第14条各号のいずれかであることを証する書面

オ 申請に係る事業の計画書

カ 当該団体の行う全事業の前年度の損益計画書

(貸付けの決定)

第3条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、母子福祉資金等を貸し付けるかどうかの決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、母子福祉資金等の貸付けを行わないことができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 収入が多く、銀行その他の金融機関からの借入れを利用できる者

(借用書)

第4条 母子福祉資金等を貸し付ける旨の決定を受けた者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金借用書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(継続貸付けの申請等)

第5条 法第13条第3項、第31条の6第3項又は第32条第2項の規定による母子福祉資金等の貸付けの継続を受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金継続貸付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、貸付けを継続するかどうかの決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(据置期間の延長の申請)

第6条 令第8条第5項、第31条の6第5項又は第37条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金据置期間延長申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(違約金の徴収の免除の申請)

第7条 令第17条ただし書（令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の徴収の免除を受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金違約金徴収免除申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(償還の免除の申請)

第8条 法第15条第1項（法第31条の6第5項及び第32条第5項において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の償還の免除を受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還免除申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（償還金の支払猶予の申請）

第9条 令第19条第1項（令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還金支払猶予申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（貸付金の増額）

第10条 母子福祉資金等の修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金（以下「月額資金」という。）の貸付けを受けている者は、各月の貸付額が令第7条第3号から第5号まで若しくは第8号、第31条の5第3号から第5号まで若しくは第8号又は第36条第3号から第5号まで若しくは第8号に規定する限度に満たない場合において、特別の理由によりその増額を必要とするときは、当該限度の範囲内において増額を申請することができる。

2 前項の規定により貸付額の増額を申請しようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金増額申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（貸付けの辞退等）

第11条 月額資金の貸付けを受けている者は、いつでも将来に向かって貸付けを辞退し、又は各月の貸付額を減額することを申し出ることができる。

2 前項の申出をしようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付辞退申出書（様式第9号）又は母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金減額申出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（届出）

第12条 母子福祉資金等の貸付けを受けている者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、氏名等変更届（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（1）氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。

（2）連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。

2 母子福祉資金等の修学資金の貸付けを受けている者は、当該資金の借受けにより修学している者が休学したときは休学届（様式第12号）を、復学したときは復学届（様式第13号）を、速やかに、知事に提出しなければならない。

3 月額資金の貸付けを受けている者は、令第12条第1項第2号若しくは第3号、第2項各号又は第3号各号（令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に掲げる事由が生じたときは、次項に規定する場合を除き、速やかに、資格喪失届（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

4 母子福祉資金等の貸付けを受けている者が死亡したときは、その者の親族又は連帯保証人は、速やかに、借主死亡届（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

5 連帯保証人が死亡し、又は民法（明治29年法律第89号）第450条第1項に規定する保証人の条件を欠くこととなったときは、母子福祉資金等の貸付けを受けている者は、速やかに、連帯保証人死亡（欠格）届（様式第16号）を知事に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例別表8の2の項に規定する規則で定める事務は、<u>鳥取県母子福祉資金等貸付規則（平成26年鳥取県規則第44号）</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの（米子市の区域においては、<u>第1号及び第3号</u>に掲げる事務に限る。）とする。</p> <p>(1) <u>第2条</u>の規定による申請書の受理及び知事への送付。</p> <p>(2) <u>第3条第1項</u>の規定による通知書の交付</p> <p>(3) <u>第5条第1項</u>の規定による申請書の受理及び知事への送付</p> <p>(4) <u>第5条第2項</u>の規定による通知書の交付</p> <p>5～9 略</p>	<p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例別表8の2の項に規定する規則で定める事務は、<u>鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則（昭和40年鳥取県規則第7号）</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの（米子市の区域においては、<u>第1号、第3号及び第5号</u>に掲げる事務に限る。）とする。</p> <p>(1) <u>第2条第1項</u>の規定による申請書の受理及び知事への送付。</p> <p>(2) <u>第3条第2項（第15条において準用する場合を含む。）</u>の規定による通知書の交付</p> <p>(3) <u>第5条第1項（第15条において準用する場合を含む。）</u>の規定による申請書の受理及び知事への送付</p> <p>(4) <u>第5条第3項（第15条において準用する場合を含む。）</u>の規定による通知書の交付</p> <p>(5) <u>第14条第1項</u>の規定による申請書の受理及び知事への送付</p> <p>5～9 略</p>
---	--

様式第1号（第2条関係）

（1） 個人用

（表面）

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申請者 住所 氏名 ⑩
 連帯借主 住所 氏名 ⑩
 連帯保証人 住所 氏名 ⑩

母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

受付年月日	※	年月日	受付番号	※	貸付決定年月日	※	年月日	決定番号	※	
申請者	フリガナ		生年月日		資金の種類	資金				
	氏名				借受金額	円(月額 円)				
	住所				貸付金の使途					
	職業		収入		支給期間	年 月から 年 月まで				
児童又は20歳以上である子等	氏名及び生年月日		申請者の続柄		償還方法	年賦、半年賦、月賦				
	修学、修業先				償還期間	年 月 日から 年 月 日まで				
配偶者の状況	死亡、離婚、生死不明、遺棄、海外在留、心身障がい、拘禁、未婚 (事由発生年月日) 年 月 日				配偶者氏名 (法律婚、事実婚)					
家庭の状況	続柄	氏名	年齢	職業	収入	他の借入金の状況	借入金額			
							借入金額	円		
							借入日	年 月 日		

						未償還額	円		
						償還完了 予定日	年 月 日		
						金融機関名			
連帯保証人の状況	氏名	年齢	住所	申請者との続柄	職業	収入	主な資産		
摘要									

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 「児童又は20歳以上である子等」欄は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第9条第3項（同令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定により連帯借主となる者について記入すること。
- 3 「支給期間」欄は、月額資金を借り受けようとする場合に記入すること。
- 4 「償還方法」欄は、希望するものを○で囲むこと。
- 5 「法律婚、事実婚」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 6 「摘要」欄は、現在までに借り受けた母子福祉資金等について、その状況を記入すること。

(裏面)

<p><input type="checkbox"/> 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものではないこと。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>
--

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県母子福祉資金等貸付規則第3条第2項各号への該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

事業場にその他の者を使用するときはその理由											
理 事	氏 名	性 別	生 年 月 日	配 偶 者		住 所	職 業 及 び 年 収 入	主 な 資 産 及 び 負 債			
				有 無	生 別、死 別、そ の 他						

(裏面)

法 人 の 資 産 の 状 況 (年 月 日 現 在)	区 分	土 地	建 物	附 帯 設 備	什 器 器 品	有 証 価 券	預 金、金	そ の 他	計		
	基 本 財 産	数 量	m ²	構 造 m ²	構 造 m ²	品 名 数 量	種 類			円	
		評 価 額	円	円	円	円	円	円	円	円	
	運 用 財 産	数 量	m ²	構 造 m ²	構 造 m ²	品 名 数 量	種 類				
		評 価 額	円	円	円	円	円	円	円	円	
	負 債	区 分	母 子 福 祉 資 金 父 子 福 祉 資 金 寡 婦 福 祉 資 金	社 資 金 社 資 金 社 資 金	そ の 他 の 借 入 金 そ の 他 の 借 入 金	未 払 の 金 他			計		
		金 額		円	円	円	円			円	
	資 産 総 額		円			正 味 資 産 額 (資 産 総 額 - 負 債)		円			
	貸 付 金 の 使 途										
	貸 付 け を 受 け	事 業 場 の 構 造 面 積									

よ う と す る 事 業 の 概 要	事 業 内 容	
	事 業 費 総 額	
償 還 計 画	償 還 年 次	償 還 金 充 当 財 源 の 調 達 方 法
	1 (年 月 日)	
	2 (年 月 日)	
	3 (年 月 日)	
	4 (年 月 日)	
	5 (年 月 日)	
	6 (年 月 日)	

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 「償還方法」欄は、希望するものを○で囲むこと。
- 3 「資産総額」には、基本財産及び運用財産の評価額の合計額を記入すること。

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
- 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものではないこと。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県母子福祉資金等貸付規則第3条第2項各号への該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号（第4条関係）

（1）個人用

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金借用書

職 氏 名 様

年 月 日

借 主 住 所
氏 名 ㊟
連帯借主 住 所
氏 名 ㊟

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金を次のとおり借用します。ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金等貸付規則を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを約します。

資 金 の 種 類	資 金
借 用 金 額	金 円（月額 円）
利 子	年 パーセント 無利子
支 給 期 間	年 月 から 年 月 まで
償 還 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
償 還 方 法	賦償還 1回 円 回

上記の借入れにつき、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金等貸付規則を承知の上、借主と連帯して債務を履行することを約します。

連帯保証人 住 所
氏 名 ㊟

備考

- 「利子」欄には、貸付けの決定通知に記載されている利率を記入すること。
- 借主、連帯借主及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

(2) 団体用

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金借用書

職 氏 名 様

年 月 日

借 主 事務所の所在地
法人の名称
代表者の職及び氏名 ㊟
連帯借主 住 所

氏 名 ⑩
 連帯借主 住 所
 氏 名 ⑩

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金を次のとおり借用します。ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金等貸付規則を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを約します。

資 金 の 種 類	資 金
借 用 金 額	金 円
利 子	無利子
償 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
償 還 方 法	賦償還 1回 円 回

備考 借主及び連帯借主の印鑑証明書を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

母子（父子・寡婦）福祉資金継続貸付申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申請者 住 所
 氏 名 ⑩
 後見人 住 所
 氏 名 ⑩

母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付けを継続して受けたいので、次のとおり申請します。

資 金 の 種 類	資 金
貸 付 金 の 総 額	金 円
貸 付 決 定 年 月 日	年 月 日
既 支 給 額 及 び 期 間	金 円 年 月 から 年 月 まで
継 続 申 請 額 及 び 期 間	金 円 年 月 から 年 月 まで
借 主 の 死 亡 年 月 日	年 月 日
申 請 者 の 父（母）の 状 況	

継続して貸付けを受けることを同意します。

年 月 日

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

備考

- 1 後見人であることを証する書面を添付すること。
- 2 連帯保証人は、現に貸付けを受けている貸付金の連帯保証人と同一人であること。

様式第4号（第6条関係）

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金据置期間延長申請書

職 氏 名 様

年 月 日

借 主 住 所
氏 名 ⑩

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金の据置期間の延長を受けたいので、次のとおり申請します。

資 金 の 種 類	資 金
据置期間の延長を受けようとする貸付金の額	円
貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
据 置 期 間 最 終 日	年 月 日
申 請 延 長 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 被災証明書その他の据置期間の延長に係る事実を証する書面を添付すること。

様式第5号（第7条関係）

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金違約金徴収免除申請書

職 氏 名 様

年 月 日

借 主 住 所
氏 名 ⑩
連 帯 借 主 住 所
氏 名 ⑩
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名 ⑩

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金の違約金の徴収の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

資 金 の 種 類	資 金
償 還 金 の 額	円（ 回分）
支 払 期 日	年 月 日
納 入 年 月 日	年 月 日
免除を受けようとする違約金の額	円(延滞日数 日)
理 由	

備考

- 1 「理由」欄は、免除を受けようとする理由を詳細に記入すること。
- 2 免除を受けようとする理由を証する書面を添付すること。

様式第6号（第8条関係）

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還免除申請書

職 氏 名 様

年 月 日

借 主 住 所
氏 名 ⑩
連 帯 借 主 住 所
氏 名 ⑩
連 帯 保 証 人 住 所

氏 名 ㊟

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金の償還の債務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

資 金 の 種 類	資 金
貸 付 金 の 総 額	金 円
償 還 未 済 額	金 円
免 除 を 受 け よ う と す る 額	金 円
理 由	

備考

- 1 「理由」欄は、免除を受けようとする理由を詳細に記入すること。
- 2 免除を受けようとする理由が、死亡の場合は市町村長の証明書、心身障がいの場合は医師の診断書を添付すること。

様式第7号（第9条関係）

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還金支払猶予申請書

職 氏 名 様

年 月 日

借 主 住 所
氏 名 ㊟
連 帯 借 主 住 所
氏 名 ㊟

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金の償還金の支払の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

資 金 の 種 類	資 金
貸 付 金 の 総 額	金 円
償 還 未 済 額	金 円
猶 予 を 受 け よ う と す る 額	金 円
猶 予 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

理 由	
-----	--

備考

- 1 「理由」欄は、猶予を受けようとする理由を詳細に記入のこと。
- 2 被災証明書、在学証明書その他の償還金の支払猶予に係る事実を証する書面を添付すること。

様式第8号（第10条関係）

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金増額申請書

職 氏 名 様

年 月 日

借 主 住 所 氏 名 ⑩
 連 帯 借 主 住 所 氏 名 ⑩
 連 帯 保 証 人 住 所 氏 名 ⑩

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金の増額貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

資 金 の 種 類	資 金
既 貸 付 決 定 額 及 び 年 月 日	金 円(月額 円) 年 月 日
増 額 す る 額	金 円(月額 円)
増 額 の 期 間	年 月 から 年 月 まで
理 由	

様式第9号（第11条関係）

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付辞退申出書

職 氏 名 様

年 月 日

借 主 住 所

氏 名 ㊟

母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付けの辞退について、次のとおり申し出ます。

資 金 の 種 類	資 金			
貸付決定額及び 年 月 日	金	円	年 月 日	
貸付金受領済額	金 円			
貸付金受領期間	年	月から	年	月まで
辞 退 す る 期 間	年	月から	年	月まで
理 由				

様式第10号（第11条関係）

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金減額申出書

職 氏 名 様

年 月 日

借 主 住 所

氏 名 ㊟

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金の減額について、次のとおり申し出ます。

資 金 の 種 類	資 金			
貸付決定額及び 年 月 日	金	円(月額	円)	年 月 日
貸付金受領済額 及 び 期 間	金	円	年 月から	年 月まで
減 額 す る 額	金 円(月額 円)			
減 額 の 期 間	年	月から	年	月まで
理 由				

様式第11号（第12条関係）

（1） 個人用

氏 名 等 変 更 届

職 氏 名 様

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

氏名（住所）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

（届出事項）

備考 氏名又は住所を変更した者の新旧の氏名又は住所を記載すること。

（2） 団体用

氏 名 等 変 更 届

職 氏 名 様

年 月 日

事務所の所在地

法 人 の 名 称

代 表 者 職 氏 名

㊞

名称（所在地）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

（届出事項）

備考 名称又は所在地を変更した法人の新旧の名称又は所在地を記載すること。

様式第12号（第12条関係）

休 学 届

職 氏 名 様

年 月 日

住 所

氏 名 ㊟

修学資金の貸付けを受けて修学している児童が休学しましたので、次のとおり届け出ます。

休 学 者 氏 名	
学 校 名、部、科、学 年	
休 学 期 間	
理 由	

備考 休学する学校の長の証明書を添付すること。

様式第13号（第12条関係）

復 学 届

職 氏 名 様

年 月 日

住 所

氏 名 ㊟

休学していた児童が復学しましたので、次のとおり届け出ます。

復 学 者 氏 名	
復 学 年 月 日	年 月 日
休 学 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 復学する学校の長の証明書を添付すること。

様式第14号（第12条関係）

資 格 喪 失 届

職 氏 名 様

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

母子（父子・寡婦）福祉資金の借主としての資格を喪失しましたので、次のとおり届け出ます。

資 金 の 種 類	資 金
資 格 喪 失 事 由	
事 由 発 生 年 月 日	年 月 日

様式第15号（第12条関係）

借 主 死 亡 届

職 氏 名 様

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

借主が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

資 金 の 種 類	資 金
死 亡 者 氏 名	
死 亡 年 月 日	年 月 日

備考 借主の死亡したことを証する市町村長の証明書を添付すること。

様式第16号（第12条関係）

連帯保証人死亡（欠格）届

職 氏 名 様

年 月 日

借 主 住 所
氏 名

㊞

連帯保証人が死亡し(その条件を欠くこととなり)ましたので、次のとおり届け出ます。

資 金 の 種 類	資 金
死亡（欠格）者氏名	
死亡（欠格）年月日	年 月 日
欠 格 の 理 由	

備考 連帯保証人が死亡した場合にあっては、連帯保証人の死亡したことを証する市町村長の証明書を添付すること。